

J A S 製材品を公共建築物に使う

～公共建築木造工事等 特記仕様書作成の手引き～



令和 5 年 12 月 作成

令和 8 年 10 月 改定

発 行：静岡県木材協同組合連合会

協 力：静岡県 財 務 部 建築企画課
静岡県 経済産業部 林業振興課

はじめに

近年、脱炭素化社会の実現を目指して、多くの建築物において木造・木質化が行われるようになってきました。静岡県内の公共建築物の工事においても、公共建築木造工事標準仕様書や公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に基づいて、使用部材に応じた品質確かな木材が求められており、J A S 製材品など使用が進んでいます。

工事を進めていくにあたって円滑な製材品の調達は不可欠ですが、J A S 製材品の規格・認証基準が複雑であることや、発注者・設計者などの方に、県内のJ A S 認証工場の生産体制の情報が十分に届いていないことから、納材時や材料検査時において、様々な課題や意見が出されています。

そこで、建築物を設計・発注される方々が、企画・設計段階から、使用する製材品や発注時の仕様を検討していただくことで、発注後の材料調達が円滑に進み、効率的な材料検査が行えるよう、J A S 規格と静岡県内のJ A S 認証工場の供給状況などを知っていただくことに重点を置いて、材料調達の基本契約事項となる標準仕様書の付属図書の「特記仕様書 仕様材料表」作成のための手引きを作成しました。

作成にあたっては、静岡県財務部建築企画課、経済産業部林業振興課の協力をいただきました。この冊子が、静岡県の建築工事担当者や県内市町の建築工事担当者、これらに関わる多くの建築設計者、施工者の方々の参考資料になれば幸いです。

令和 8 年 10 月

静岡県木材協同組合連合会

会長 柳川 真佐明

本冊子は令和 8 年 5 月 1 日現在の資料に基づき作成しています。

目 次

1. 品質確かな静岡県産材製材品	1
1-1. J A S 製材品	2
1-2. しずおか優良木材	6
1-3. 静岡県産材証明制度	9
1-4. 合法木材供給事業者認定制度	10
2. 特記仕様書 使用材料表の記載例 ～ J A S 製材品を使うために～	12
2-1. 標準仕様書の適用	12
2-2. 特記仕様書 使用材料表と本冊子の関係	13
2-3. 構造用製材	14
2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (JAS 1083-1 5.2)	15
2-3-2. 機械等級区分構造用製材 (JAS 1083-1 5.3)	23
2-3-3. 無等級材 (JAS 以外の構造用製材：しずおか優良木材)	28
2-4. 下地用製材・造作用製材	31
2-4-1. 下地用製材 (JAS 1083-1 5.4)	32
2-4-2. 造作用製材 (JAS 1083-1 5.1)	36
2-4-3. JAS 以外の下地、造作及び仕上げに用いる針葉樹製材 (しずおか優良木材)	41
3. 材料の承認・検査	44
3-1. 材料の承認	44
3-2. 材料の検査	46
4. 納材業務の共同受注体制 ～地域製材ネットワーク～	52

1. 品質確かな静岡県産材製材品

現在、製材品には、建築材料として求められる性能に加え、環境への配慮、地域社会への貢献等についても配慮が求められています。

(1) 材料の品質等

- ① 「製材の日本農林規格（J A S）」：農林水産省（P.2）
- ② 「しずおか優良木材」：しずおか優良木材供給センター（P.6）

《参考》 公共建築木造工事標準仕様書 1.4.2
公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 1.4.2)
設計図書に定める品質及び性能 → 材面、強度、含水率、寸法など

(2) 環境への配慮

- ① 合法木材供給事業者認定制度（P.10、P.45）

《参考》 公共建築木造工事標準仕様書 1.4.1
公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 1.4.1)
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき環境負荷を低減できる材料

(3) 地域社会への貢献

- ① 静岡県産材証明制度（P.9）

《参考》 建築木造工事特記仕様書 第3 17 地場産品
静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき地場産品の使用促進を図ることで地域経済の活性化に寄与することを目的とする。受注者は工事に使用する建設資材等について契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。
「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。
「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第2条に掲げるものをいう。
「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。

1-1. J A S 製材品

木材は、木造建築の重要な資材です。建築に用いる木材については、寸法、含水率、強度性能等の品質が明確で安全性に優れた規格木材の供給が重要な課題になっています。さらに、木材利用の推進は、地球温暖化防止対策に向けた取り組みとしても、重要な課題として位置付けられています。



【JAS マーク】

これらの課題を達成するため、日本では「日本農林規格等に関する法律（J A S 法）」に基づき、木造建築物等に使用される構造用、造作用、下地用等の製材の規格が制定され、施工の合理化並びに木造住宅及び木造建築物の振興への寄与を目的として、「製材の日本農林規格」が制定されています。

《参考》

農林水産省 HP（JAS 規格）

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_standard/

全国木材検査・研究協会 HP（製材の JAS 制度）

<http://www.jlira.jp/jas.html>

(1) 「製材の日本農林規格」（JAS 1083）

新規格 (2025 年 1 月 31 日制定)	前規格 (2007 年 8 月 29 日制定、2019 年 8 月 15 日改正)
JAS 1083-1 一般要求事項	JAS 1083-1 一般
5.1 造作用製材の品質	JAS 1083-2 造作用製材
5.2 目視等級区分構造用製材の品質	JAS 1083-3 目視等級区分構造用製材
5.3 機械等級区分構造用製材の品質	JAS 1083-4 機械等級区分構造用製材
5.4 下地用製材の品質	JAS 1083-5 下地用製材
5.5 広葉樹製材の品質	JAS 1083-6 広葉樹製材
JAS 1083-2 試験方法	

太字が本冊子の対象となる規格

(2) J A S 製材品のメリット

① 用途別の規格化

製材品の J A S 規格は、構造用製材、造作用製材、下地用製材などに区分されており、用途に応じた資材の選択ができます。

② 品質基準の統一

樹種、等級別に品質基準が統一されています。

③ 製品寸法の明確化

製品寸法とその許容誤差が製品の用途や含水率に応じて決められています。

④ 含水率表示の明確化

乾燥材の含水率が構造材や造作用等に応じて決められています。

⑤ 保存処理表示の明確化

樹種、薬剤に応じて保存処理基準が設けられており、用途別に最適なものが求められます。

⑥ 強度性能表示の明確化

構造用製材について樹種等級等に対応した基準強度が規定されており、強度性能が明確にされます。

(3) 静岡県内の J A S 認証工場と J A S 認証製品

令和 8 年 5 月 1 日現在

協同組合 静岡乾燥木材加工センター				
〒421-1121 静岡県藤枝市岡部町岡部 2006-1				
工場 TEL：054-667-4010 FAX：054-667-4010				
品 目	樹 種	形状区分	乾 燥	備 考
目視等級区分構造用製材	スギ	正角	SD20	
		平角	SD20	
	ヒノキ	正角	SD20	
		平角	SD20	
機械等級区分構造用製材	スギ	正角	SD20	
	ヒノキ	正角	SD20	
造作用製材	スギ		SD15、18	
	ヒノキ		SD15、18	

ニシド工業株式会社 本社工場				
〒427-0039 静岡県島田市向谷 1 丁目 4039-6				
工場 TEL：0547-36-2295 FAX：0547-37-1344				
品 目	樹 種	形状区分	乾 燥	備 考
造作用製材	針葉樹		乾燥処理なし	
下地用製材	針葉樹		乾燥処理なし	

天竜国産材事業協同組合 製材工場 〒431-3306 静岡県浜松市天竜区船明 3067-5 工場 TEL：053-926-1010 FAX：053-925-6452				
品 目	樹 種	形状区分	乾 燥	備 考
目視等級区分構造用製材	スギ	正角	SD15、20	
		平角	SD20	
	ヒノキ	正角	SD15、20	
機械等級区分構造用製材	スギ	正角	SD15、20	
		平角	SD20	
	ヒノキ	正角	SD15、20	
		平角	SD20	
造作用製材	スギ		SD15、18	
	ヒノキ		SD15、18	

株式会社 フジイチ 製材工場 〒431-3306 静岡県浜松市天竜区船明 880 工場 TEL：053-926-1232 FAX：053-926-2879				
品 目	樹 種	形状区分	乾 燥	備 考
造作用製材	針葉樹		乾燥処理なし	
下地用製材	針葉樹		乾燥処理なし	

大井川小径木加工事業協同組合 製材工場 〒428-0006 静岡県島田市牛尾 1475-90 工場 TEL：0547-45-4660 FAX：0547-45-4623				
品 目	樹 種	形状区分	乾 燥	備 考
目視等級区分構造用製材	スギ	正角	SD20	
		平角	SD20	
	ヒノキ	正角	SD20	
機械等級区分構造用製材	スギ	正角	SD20	
	ヒノキ	正角	SD20	
造作用製材	スギ		SD15、18	
	ヒノキ		SD15、18	
下地用製材	針葉樹		乾燥処理なし	
枠組壁工法構造用製材	スギ		D19	

影山木材株式会社 製材工場 〒417-0801 静岡県富士市大淵 7815-2 工場 TEL：0545-35-4166 FAX：0545-35-4167				
品 目	樹 種	形状区分	乾 燥	備 考
目視等級区分構造用製材	ヒノキ	正角	SD20	
機械等級区分構造用製材	ヒノキ	正角	SD15、20	

丸志木材株式会社 製材工場 〒431-4111 静岡県浜松市天竜区佐久間町相月 2684 工場 TEL：053-987-0262 FAX：053-987-1256				
品 目	樹 種	形状区分	乾 燥	備 考
目視等級区分構造用製材	ヒノキ	正角	SD20	

株式会社 ヤマトウ製材所 製材工場 〒431-3303 静岡県浜松市天竜区山東 1328-18 工場 TEL：053-925-2857 FAX：053-925-5778				
品 目	樹 種	形状区分	乾 燥	備 考
造作用製材	針葉樹		乾燥処理なし	
下地用製材	針葉樹		乾燥処理なし	

1-2. しずおか優良木材

静岡県では、静岡県産材を使用した人工乾燥を施した製材品を安定的に供給するため、「しずおか優良木材供給センター」を設立しました。

同センターが認定した工場では、「しずおか優良木材」の品質、含水率、強度、寸法などの基準を満たした製材品が生産されています。

令和 8 年度から、認定工場が天然乾燥処理を施し人工乾燥処理と同じ乾燥基準を満たすことのできる製品を「しずおか優良木材（天然乾燥処理）」として認定しています。



【しずおか優良木材
・ SWOOD マーク 】

《しずおか優良木材の規格》

- しずおか優良木材 : 人工乾燥処理木材
- しずおか優良木材 (天然乾燥処理) : 天然乾燥処理木材

(1) しずおか優良木材供給センター <https://www.s-kenmori.net/swood/>

① 設立：平成 13 年 12 月 5 日

② 目的

- ・品質・性能の確かな県産製材品の安定的な供給体制の構築を通して、住宅生産関連業者や原木供給者との連携を強化し、各種の情報発信による新たなマーケティング活動を展開
- ・一般消費者にわかりやすい情報の公開や県産材を使用する意義・メリット等のPRを進め、木材（木造住宅）のファンづくりを積極的に推進する
- ・上下流の連携を視野に入れた多角的な取組により、県産材の利用促進を図る

③ 会 員

しずおか優良木材認証審査会から認定・登録された製材工場、
静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会

《しずおか優良木材認定工場》 <https://www.s-kenmori.net/swood/center/>

④ 審査機関等

- ・第三者機関として「しずおか優良木材認証審査会」を設置し、人工乾燥処理と天然乾燥処理のそれぞれの規格に基づく、新規認定の審査や検査・再認定の審査等を行っている。また、審査会が認証基準等の適正な実行、運用を図ることで、公平性、透明性、信頼性を確保している。



しずおか優良木材の製品

添付されている白いシールが表示のラベル

(2) しずおか優良木材 <https://www.s-kenmori.net/swood/about/outline/>

県内産素材を原材料として生産された製品で、「しずおか優良木材製品生産工場認定基準」等に基づき認定された工場で、下記の「しずおか優良木材製品品質規格基準」に基づき生産された製品。

《製品品質規格基準》

区分	しずおか優良木材			しずおか優良木材（天然乾燥処理）																																
	構造用製材		造作用製材	構造用製材（短辺 90 mm以上）																																
品質基準	<table><tr><td>区分</td><td>基準</td></tr><tr><td>丸身</td><td>なし</td></tr><tr><td>曲り</td><td>0.2%以下</td></tr><tr><td>その他欠点</td><td>軽微</td></tr></table>		区分	基準	丸身	なし	曲り	0.2%以下	その他欠点	軽微	<table><tr><td>区分</td><td>基準</td></tr><tr><td>丸身</td><td>なし</td></tr><tr><td>曲り</td><td>1.0%以下</td></tr><tr><td>割れ</td><td>なし</td></tr><tr><td>その他欠点</td><td>軽微</td></tr></table>	区分	基準	丸身	なし	曲り	1.0%以下	割れ	なし	その他欠点	軽微	<table><tr><td>区分</td><td>基準</td></tr><tr><td>丸身</td><td>なし</td></tr><tr><td>曲り</td><td>0.2%以下</td></tr><tr><td>割れ</td><td>貫通割れ 木口：長辺の2倍以下 材面：材長の1/3以下</td></tr><tr><td>その他欠点</td><td>軽微</td></tr></table>			区分	基準	丸身	なし	曲り	0.2%以下	割れ	貫通割れ 木口：長辺の2倍以下 材面：材長の1/3以下	その他欠点	軽微		
	区分	基準																																		
	丸身	なし																																		
	曲り	0.2%以下																																		
	その他欠点	軽微																																		
区分	基準																																			
丸身	なし																																			
曲り	1.0%以下																																			
割れ	なし																																			
その他欠点	軽微																																			
区分	基準																																			
丸身	なし																																			
曲り	0.2%以下																																			
割れ	貫通割れ 木口：長辺の2倍以下 材面：材長の1/3以下																																			
その他欠点	軽微																																			
寸法基準	単位：mm <table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>表示寸法との差</td></tr><tr><td rowspan="2">材 辺</td><td>仕 上 げ</td><td>-0 +2.0</td></tr><tr><td>化粧材用未 仕 上 げ</td><td>-0 +5.0</td></tr><tr><td colspan="2">材 長</td><td>-0 無制限</td></tr></table>		区 分		表示寸法との差	材 辺	仕 上 げ	-0 +2.0	化粧材用未 仕 上 げ	-0 +5.0	材 長		-0 無制限	単位：mm <table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>表示寸法との差</td></tr><tr><td rowspan="2">材 辺</td><td>仕 上 げ</td><td>-0.5 +1.0</td></tr><tr><td>材 長</td><td>-0 無制限</td></tr></table>		区 分		表示寸法との差	材 辺	仕 上 げ	-0.5 +1.0	材 長	-0 無制限	単位：mm <table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>表示寸法との差</td></tr><tr><td rowspan="2">材 辺</td><td>仕 上 げ</td><td>-0 +2.0</td></tr><tr><td>化粧材用未 仕 上 げ</td><td>-0 +5.0</td></tr><tr><td colspan="2">材 長</td><td>-0 無制限</td></tr></table>		区 分		表示寸法との差	材 辺	仕 上 げ	-0 +2.0	化粧材用未 仕 上 げ	-0 +5.0	材 長		-0 無制限
	区 分		表示寸法との差																																	
	材 辺	仕 上 げ	-0 +2.0																																	
		化粧材用未 仕 上 げ	-0 +5.0																																	
	材 長		-0 無制限																																	
区 分		表示寸法との差																																		
材 辺	仕 上 げ	-0.5 +1.0																																		
	材 長	-0 無制限																																		
区 分		表示寸法との差																																		
材 辺	仕 上 げ	-0 +2.0																																		
	化粧材用未 仕 上 げ	-0 +5.0																																		
材 長		-0 無制限																																		
乾燥基準	含水率 20%以下		含水率 15%以下		含水率 20%以下																															
	○ 木口短辺が 90 mm以上 ヤング係数 単位：kN/mm2 <table><tr><td>樹 種</td><td>下限値</td><td>平均値</td></tr><tr><td>ス ギ</td><td>6.0</td><td>7.0</td></tr><tr><td>ヒノキ</td><td>8.0</td><td>9.0</td></tr></table> ○ 木口短辺が 90 mm未満 強度基準なし		樹 種	下限値	平均値	ス ギ	6.0	7.0	ヒノキ	8.0	9.0	なし		ヤング係数 単位：kN/mm2 <table><tr><td>樹 種</td><td>下限値</td><td>平均値</td></tr><tr><td>ス ギ</td><td>6.0</td><td>7.0</td></tr><tr><td>ヒノキ</td><td>8.0</td><td>9.0</td></tr></table>	樹 種	下限値	平均値	ス ギ	6.0	7.0	ヒノキ	8.0	9.0													
樹 種	下限値	平均値																																		
ス ギ	6.0	7.0																																		
ヒノキ	8.0	9.0																																		
樹 種	下限値	平均値																																		
ス ギ	6.0	7.0																																		
ヒノキ	8.0	9.0																																		
表示（ラベリング）	製品毎に 貼り付ける。		製品毎または 束単位、梱包単位 に貼り付ける。		製品毎に 貼り付ける																															
	しずおか優良木材供給センター しずおか DRY S WOOD 認定番号 第〇号 〇〇製材株式会社 【しずおか優良木材のラベル】				しずおか優良木材供給センター しずおか DRY 天然乾燥処理 S WOOD 認定番号 天乾第 号 〇〇製材株式会社 【しずおか優良木材 (天然乾燥処理)のラベル】																															

《参考》しずおか優良木材出荷証明書

様式第 1 号

しずおか優良木材製品出荷証明書								
建設業者住所 名称				建設地 施主氏名				
名 称	樹種	長さ (m)	断面寸法 (cm)		単材積 (m ³)	しずおか優良木材製品		
			縦 × 横	本(枚)数		材積 (m ³)	うち森林認 証材(m ³)	
構造用製材								
造作用製材								

上記の製品は、裏面しずおか優良木材製品品質規格基準を満たしたしずおか優良木材認証製品、森林認証材であることを証明します。また、この製品は、合法的に伐採された木材のみを原料としています。

合法木材供給事業者認定番号 静岡県木連〇〇号

しずおか優良木材製品生産認定工場 (認定番号 第〇〇号)

CoC 管理事業体 (認証番号 〇〇)

年 月 日

住 所

認定工場名

⑩

「静岡県産材証明制度」は、「県産材販売管理票」の発行を通じて、静岡県内で生産された木材の産地を証明する制度です。静岡県木材協同組合連合会が制度の運用を行っています。

<https://www.s-mokuren.com/certify/>

また、静岡県は、制度が適正に運用されているか、年1回定期的に検査を実施しています。

9

1-4. 合法木材供給事業者認定制度

(1) 合法木材供給事業者認定制度

林野庁では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく木材調達を可能にするため、平成18年2月15日に示された「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」による「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」を公表しました。



【合法木材推進マーク】

静岡県木材協同組合連合会では、これに基づき、合法木材供給認定事業者として、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者が、第三者機関の認定審査会の審査を経て、本連合会の認定・登録を受ける制度として、合法木材供給事業者認定制度を創設しました。

静岡県木材協同組合連合会のホームページ等にて、認定事業者の名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表しています。

《参考》

静岡県木材協同組合連合会ホームページ（合法木材供給事業者認定制度）

<https://www.s-mokuren.com/lawful/>

(2) 合法木材の証明方法

合法木材である証明は、「木材・木製品の合法性・持続可能性証明書」のほか、「静岡県産材販売管理票」、任意様式の「納品書」などに、

- ① 合法的に伐採された木材のみを原材料としていること
- ② 発行者を合法木材供給事業者と認定した団体名
- ③ ②の認定事業者による認定番号

の3つを明記することで合法性を証明しています。

この証明を連鎖させることで、合法性の証明をエンドユーザーへつないでいきます。

本品は合法木材です

静岡県木連 第〇〇〇〇号

(3) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）

クリーンウッド法は、合法的に伐採された木材や木材製品（合法伐採木材等）の流通及び利用を促進する法律です。

この法律では、違法伐採木材の流通を取り締まるのではなく、木材関連事業者による、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認（以下「合法性の確認」という。）その他の措置の実施を通じて、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するものです。

クリーンウッド法の変遷

平成 28（2016）年 クリーンウッド法 成立 （平成 29（2017）年 5 月施行）
令和 5（2023）年 改正クリーンウッド法 成立 （令和 7（2025）年 4 月施行）

《参考》

1. 林野庁ホームページ（クリーンウッド法の概要）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>

2. クリーンウッド法における合法性の確認方法

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/howto/howto.html>

- ① 森林認証制度（FSC、SGEC、PEFC など）及び CoC 認証制度を活用する方法
- ② 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が証明する方法
（静岡県木材協同連合会の合法木材供給事業者認定制度は、これに含まれます。）
- ③ 都道府県等による森林や木材等の認証制度を活用する方法（静岡県はなし）

など

2. 特記仕様書 使用材料表の記載例 ～ J A S 製材品を使うために～

2-1. 標準仕様書の適用

仕様書の適用は次のとおりです。木造工事とそれ以外の木工事の使い分けをお願いします。

仕様書	適用
公共建築木造工事標準仕様書	1.1.1 一般事項 (1) 適用範囲 ① 木造建築物：軸組構法（壁構造系）、軸組構法（軸構造系）、 桝組壁工法、丸太組構法、C L T パネル工法 ② 構造耐力上主要な部分に部材単位で木材を利用する建築工事における当該部材等に適用
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	1.1.1 一般事項 (1) 適用範囲 建築物等の新築及び増築に係る建築工事に適用する。

《参考》

公共建築木造工事標準仕様書（抜粋） 令和 7 年版	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（抜粋） 令和 7 年版
1 章 各章共通事項 1 節 共通事項 1.1.1 一般事項 (1) 適用範囲 公共建築木造工事標準仕様書（以下「木造標準仕様書」という。）は、軸組構法（壁構造系）、軸組構法（軸構造系）、桝組壁工法、丸太組構法及び C L T パネル工法に係る 木造建築物 に適用する。また、 構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く。）に部材単位で木材を利用する建築工事における当該部材等 に適用する。	1 章 各章共通事項 1 節 共通事項 1.1.1 一般事項 (1) 適用範囲 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（以下「標準仕様書」という。）は、建築物等の新築及び増築に係る建築工事に適用する。
4 章 木造工事 1 節 共通事項 4.1.1 一般事項 (1) 適用範囲 この章は、構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く。）に木材を利用する場合における当該木材を利用する部分等に適用する。また、1 章「各章共通事項」と併せて適用する。 (ア) 構造耐力上主要な部分の構・工法 構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く。）の構・工法は、5 章「軸組構法（壁構造系）工事」、6 章「軸組構法（軸構造系）工事」、7 章「桝組壁工法工事」、8 章「丸太組構法工事」及び 9 章「C L T パネル工法工事」による。 (イ) 部材単位での木材の利用 (ア)によらず、構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く。）に部材単位で木材を利用する場合の適用箇所は、特記による。	
10 章 木工事 1 節 共通事項 10.1.1 一般事項 この章は、 内装及び外装の木下地、木造作及び木仕上げの工事 に適用する。また、1 章「各章共通事項」と併せて適用する。	12 章 木工事 1 節 共通事項 12.1.1 一般事項 この章は、 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、組積造等における内装の木下地、木造作及び木仕上げの工事 に適用する。また、1 章「各章共通事項」と併せて適用する。

2-2. 特記仕様書 使用材料表と本冊子の関係

公共建築木造工事標準仕様書の4章 木造工事、5章 軸組構法（壁構造系）工事、6章 軸組構法（軸構造系）工事、10章 木工事、及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の12章 木工事において、使用する木材は、JAS規格に基づくなど、特記によることになっている。

標準仕様書における「特記仕様書 使用材料表」および「別紙」と、本冊子における解説の記載場所の関係は次のとおり。

標準仕様書	特記仕様書 使用材料表	本書での解説	頁
《公共建築木造工事標準仕様書》 4章 木造工事 5章 軸組構法（壁構造系）工事 6章 軸組構法（軸構造系）工事	使用材料表	2-3-1 目視等級区分構造用製材 (JAS 1083-1 5.2) 2-3-2 機械等級区分構造用製材 (JAS 1083-1 5.3) 2-3-3 無等級材 （JAS 以外の乾燥処理を施した 構造用製材：しずおか優良木材） 2-4-1 下地用製材 （JAS 1083-1 5.4）	15 23 28 32
《公共建築木造工事標準仕様書》 10章 木工事 《公共建築工事標準仕様書 （建築工事編）》 12章 木工事	使用材料表	2-4-1 下地用製材 （JAS 1083-1 5.4） 2-4-2 造作用製材 （JAS 1083-1 5.1） 2-4-3 JAS 以外の下地、造作及び仕上げに用い る針葉樹製材 （しずおか優良木材）	32 36 41
《公共建築木造工事標準仕様書》 《公共建築工事標準仕様書 （建築工事編）》 1章 各章共通事項	別紙 材料品質の 検査方法	3-2-1 構造用木質材料 3-2-2 無等級材	46 48

2-3. 構造用製材

構造用製材：製材のうち、針葉樹を材料とするものであって、建築物の構造耐力上主要な部分に使用することを主な目的とするもの。

構造用製材の J A S 規格は、「目視等級区分構造用製材」と「機械等級区分構造用製材」の 2 種類があります。

規 格	等級格付けの方法	県内認証工場の状況
2-3-1 目視等級区分構造用製材 (JAS 1083-1 5.2)	構造用製材のうち、節、丸身等材面の品質を目視又はカメラ撮影若しくはレーザー照射等によって測定し、等級区分するもの	5 工場 スギ ：正角 3 工場 平角 3 工場 ヒノキ：正角 5 工場 平角 1 工場
2-3-2 機械等級区分構造用製材 (JAS 1083-1 5.3)	構造用製材のうち、仕上げ材のヤング係数を機械によって測定し、等級区分するもの	4 工場 スギ ：正角 3 工場 平角 1 工場 ヒノキ：正角 5 工場 平角 1 工場



柱、土台などに用いられる正角



梁、桁などに用いられる平角

2-3-1. 目視等級区分構造用製材（JAS 1083-1 5.2）

公共建築木造工事標準仕様書（抜粋）

4 章 木造工事

4.2.2 材料

(1) 製材は、次により、適用は特記による。ただし、各階の張間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組以外の柱及び横架材は、(ア)から(ウ)までを適用する。

(ア) 目視等級区分構造用製材は、JAS 1083-3（製材 - 第3部：目視等級区分構造用製材）に基づき、**樹種名、構造材の種類、等級、寸法、含水率及び保存処理は、特記による。**

なお、その基準強度は、「木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s を定める件」（平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1452 号。以下「告示第 1452 号」という。）第一号による。

5 章 軸組構法（壁構造系）工事

6 章 軸組構法（軸構造系）工事

5.2.2 材料

6.2.2 材料

材料は、4.2.2 [材料] により、適用は特記による。

【特記仕様書 使用材料表（例）】

・ JAS 1083-1 5.2 に基づく目視等級区分構造用製材

施工箇所	樹種名	構造材の種類	等級	寸法(mm)	含水率	保存処理	県産木材の適用
	(A) ・スギ ・ヒノキ	(B) ・甲種Ⅰ ・甲種Ⅱ ・乙種	(C) ・1級 ・2級 ・3級	(D) 〇〇×〇〇 ×〇〇〇〇	(E) ・SD15 ・SD20	(F) ・なし	(G) ・適用する ・適用しない

(H) 合法木材の適用 ※適用する

1. 記載する内容

(A) 樹種

“スギ”、“ヒノキ”など使用する製材品の樹種を記入する。

【静岡県の状況】

・静岡県内で生産されている J A S 製材品の樹種は、スギ又はヒノキのみ。

《参考》静岡県森林・林業統計要覧 令和7年度版

① 静岡県民有林の人工林面積

	人工林	スギ	ヒノキ
面積 (ha)	237,555	101,985	122,554
蓄積 (千m³)	86,423	45,567	38,068

スギ：ヒノキ = (面積) 43：57 = (蓄積) 53：47

② 静岡県民有林の針葉樹の成長量と素材生産量

年間成長量 (千m³)	1,431
素材生産量 (千m³)	411

スギ：ヒノキ = (素材生産量) 6：4 (静岡県森林組合共販所)

(県内西部地域ではスギの生産割合が高く、東部地域ではヒノキが高い)

(B) 構造材の種類 (JAS 1083-1 3.2)

製材のうち、針葉樹を材料とするものであって、建築物の構造耐力上主要な部分に使用することを主な目的とするもの

下記により、“甲種Ⅰ”、“甲種Ⅱ”、“乙種”の区分を記入する。

	区 分	内 容
① 甲種構造材	(3.10)	主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するもの。 (梁、桁、土台など)
	甲種Ⅰ (3.12)	甲種構造材のうち、木口の短辺が 36 mm 未満のもの、及び木口の短辺が 36 mm 以上で、かつ、木口の長辺が 90 mm 未満のもの。
	甲種Ⅱ (3.13)	甲種構造材のうち、木口の短辺が 36 mm 以上で、かつ、木口の長辺が 90 mm 以上のもの。
② 乙種構造材	(3.11)	主として圧縮性能を必要とする部分に使用するもの。 (柱など)

【静岡県の状況】

- ・静岡県内の目視等級区分構造用製材の J A S 認証工場では、**甲種Ⅰ、甲種Ⅱ、乙種の生産が可能**である。
- ・工場ごとに、J A S 製材品として出荷可能な樹種、品目（正角・平角）や、規格（含水率、寸法など）が異なりますので、「1-1 J A S 製材品 (3)」(P.3~5) を参考にしてください。
- ・工場によっては、「2-3-2 機械等級区分構造用製材」では J A S 製材品の格付ができない品目、規格の製材品においても、**目視等級区分では出荷が可能な場合がある**ので、静岡県木材協同組合連合会に相談してください。

(C) 等級 (JAS 1083-1 5.2.1)

材面検査を行い、J A S 規格に基づく、材面（※1）の節、丸身、割れ、腐朽、曲がりなどの基準（JAS 1083-1 5.2.1.1）により、品質の高いものから**1級、2級、3級**に等級分けされている。

「2. 参考資料 (1) 目視等級区分構造用製材に対応した基準強度」(P.21) を参考に、**必要とされる強度等**に応じて、**等級を記入**する。

- ※1 **材面**：板類（※2）（構造用製材の板類を除く。）は、面積の大きい2平面、角類（※3）及び構造用製材の板類は、木口を除く4平面（JAS 1083-1 3.21）
- ※2 **板類**：木口の短辺が75 mm 未満で、かつ、木口の長辺が木口の短辺の4倍以上のもの。（JAS 1083-1 3.31）
- ※3 **角類**：木口の短辺が75 mm 以上のもの、及び木口の短辺が75 mm 未満で、かつ、木口の長辺が木口の短辺の4倍未満のもの。（JAS 1083-1 3.32）

【静岡県の状況】

- ・静岡県内のJAS認証工場は、**受注生産**でJAS製材品を生産しており、格付けは、ほとんどが**2級または3級**となっている。
- ・**特殊材**（高規格、特殊寸法など）の場合、**発注量が多い場合、納期が短い場合など**については、確実な納材のためにも、発注数量、納期について配慮のうえ、**早めに、JAS認証工場までご相談ください。**
- ・**高い等級で格付される製材品**は、同じ寸法の製材品を多く生産し、その中から選別、格付されます。このため、このような製材品が必要な場合は、**選別により格付できなかった製材品の活用**（高い強度を必要としないルーバーなどの他の箇所での使用など）に配慮をお願いします。

(D) 寸法（JAS 1083-1 5.2.5）

短辺（※1）×**長辺**（※2）×**材長**（※3）の順に**製材品の寸法をmm単位で記入**する。

含水率において、SD（仕上げ材）を特記する場合は、仕上がり寸法を記入する。

寸法の許容誤差は、「参考資料(3)」(P.22)のとおり

《関連事項》公共建築木造工事標準仕様書 4.2.24.2.3

表示方法： ○○×○○×○○○○

※1 **木口の短辺**：木口面の短い辺。ただし、木口の形状が正方形のものは1辺。（JAS 1083-1 3.24）

※1 **木口の長辺**：木口面の長い辺。ただし、木口の形状が正方形のものは1辺。（JAS 1083-1 3.25）

※3 **材長**：製材の両木口を結ぶ最短直線の長さ。ただし、延びに係る部分を除く。（JAS 1083-1 3.26）

【静岡県の状況】

- ・静岡県内の製材工場で生産されている構造材の一般流通品の寸法は次のとおり。

正角の木口、平角の木口短辺	105mm、120mm
平角の木口長辺	240mm までが約8割、大きなもので360mm程度
構造材の長さ	一般的なのは、3m、4m。その他は、5m、6m

- ・その他の寸法については、次を参考にしてください。

「2-3-1 目視等級区分構造用製材 2.参考資料 (2)」(P.21)

「2-3-2 機械等級区分構造用製材 2.参考資料 (2)」(P.26)

「2-4-1 下地用製材 2.参考資料 (1)」(P.34)

「2-4-2 造作用製材 2.参考資料 (1)」(P.39)

- ・**特殊な寸法の場合、納期が短い場合、発注量が多い場合**は、確実な納材のためにも、発注数量、納期について配慮のうえ、**早めに、JAS認証工場までご相談ください。**

(E) 含水率 (JAS 1083-1 5.2.4)

含水率が 20% の製材品を使うことが多い。

下記に従って、必要とされる含水率に応じて、**該当する区分を記入**する。

区分	区分		含水率の基準
SD15	人工乾燥処理 (※ 1)	仕 上 げ 材 (※ 3)	15%以下
SD20			20%以下
D15		未仕 上 げ 材 (※ 4)	15%以下
D20			20%以下
D25			25%以下
乾燥処理 (天然)	天然乾燥処理 (※ 2)		30 %以下

※1 **人工乾燥処理**：木材に含まれる水分の量を減少させる処理のうち、人工乾燥処理装置によって、人為的及び強制的に温湿度等の管理を行うこと。(JAS 1083-1 3.17)

※2 **天然乾燥処理**：木材に含まれる水分の量を減少させる処理のうち、人為的及び強制的に温湿度等を調整することなく、適切な管理の下、一定期間、栈積み等を行うこと。(JAS 1083-1 3.18)



人工乾燥処理装置：木材乾燥機

※3 **仕上げ材**：人工乾燥処理後、修正挽き又は材面調整を行い、寸法仕上げをした製材。(JAS 1083-1 3.19)

※4 **未仕上げ材**：人工乾燥処理後、寸法仕上げをしない製材。(JAS 1083-1 3.20)



材面調整

【静岡県の状況】

- ・ 静岡県内の構造用製材の JAS 認証工場では、品質の安定した使用頻度の高い SD20 が、一般的に生産されている。
- ・ 工場によって、J A S 製材品として出荷可能な含水率 (SD15、SD20) が異なりますので、「1-1 J A S 製材品 (3)」(P.3~5) を参考にしてください。

(F) 保存処理 (JAS 1083-1 5.2.3)

保存処理：木材に防虫性能又は防腐性能及び防蟻性能を付与すること。(JAS 1083-1 3.27)

下記の「**保存処理の性能区分**」の表により、**必要とされる性能区分 (K1～K5)** を記入する。

性能区分	木材の使用状態	使用環境例
K1	室内の乾燥した条件で腐朽・蟻害の恐れのない場所で、乾材害虫に対して防虫性能のみを必要とするもの。	ヒラタキクイムシを対象。
K2	低温で腐朽・蟻害の恐れのない条件下で高度の耐久性の期待できるもの。	比較的寒冷な地域での建材部材用。
K3	通常腐朽・蟻害の恐れのある条件下で高度の耐久性の期待できるもの。	土台等の建設部材用。
K4	通常より激しい腐朽・蟻害の恐れのある条件下で高度の耐久性の期待できるもの。	屋外で風雨に直接さらされる部材用。
K5	極度に腐朽・蟻害の恐れのある環境下で高度の耐久性の期待できるもの。	電柱、枕木、海中使用等の極めて高い耐久性が要求される部材用。

《参考》公共建築木造工事標準仕様書 (抜粋)

4.3.1 防腐・防蟻処理

(1)木材の防腐・防蟻処理は、次により、適用部材及び処理の種類は、特記による。

(ア) 工場における薬剤の加圧注入等は、次による。

(a) JAS 1083 (製材) 又は JAS 0600 (枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材) に基づく保存処理の性能区分 K2 から K4 までの区分に適合するもの又は(公財)日本住宅・木材技術センターの優良木質建材等認証制度に基づく AQ3 種から AQ1 種までの認証を受けたものとし、適用部材及び保存処理性能区分は、特記による。

(b) (a)により難い場合は、人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570 (木材保存剤) に基づく加圧注入用木材保存剤又はこれと同等の木材保存剤を用いて、JIS A 9002 (木質材料の加圧式保存処理方法) に基づく加圧式保存処理を行うものとし、保存処理の性能及びインサイジングの適用は、特記による。

なお、JIS A 9002 に基づく使用薬剤、注入量等の証明書を、監督職員に提出する。

(c) 加圧注入処理等を行ったのち、加工、切断、孔あけ等を行った箇所は、(イ)により処理を行う。

(イ)～(エ) (略)

《参考》(公財)日本住宅・木材技術センターの優良木質建材等認証制度

認証制度 : <https://www.howtec.or.jp/publics/index/139/>

認証製品一覧 : <https://www.howtec.or.jp/publics/index/109/>

【静岡県の状況】

- ・静岡県内に**保存処理材の JAS 認証を取得した工場はない**が、県内の工場において、JAS 規格相当の保存処理材の生産は可能です。
- ・保存処理木材は、デッキ、フェンスなどの外構部において使用が増えてきています。

(G) 県産木材の適用

県産材の利用を推進するため適用する場合は、“**適用する**”と記入する。

【静岡県の状況】

- ・「**静岡県産材販売管理票**」で確認することができます。（「1-3 県産材証明制度」P.9 参照）

《参考》「静岡県産材証明制度」の手引き 静岡県ホームページより

https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/026/897/kensanzaishoumeiseidonotebiki.pdf

(H) 合法木材の適用

材料の承認（仕様書 1.4.2(3)）において材料の承認書類となっており、“**適用する**”と記入する。

【静岡県の状況】

- ・「**合法木材供給事業者認定制度**」などによる証明方法を活用して、合法木材の確認することができます。（「1-4 合法木材供給事業者認定制度」P.10 参照）

《参考》

静岡県木材協同組合連合会ホームページ（合法木材供給事業者認定制度）

<https://www.s-mokuren.com/lawful/>

林野庁ホームページ（クリーンウッド法の概要）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>

2. 参考資料

(1) 目視等級区分構造用製材に対応した基準強度（抜粋）

出展：「木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s を定める件」第一号

平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1452 号（改正 平成 27 年 8 月 4 日 国土交通省告示第 910 号）

樹種	区分	等級	基準強度 (N/mm ²)			
			F_c (圧縮)	F_t (引張)	F_b (曲げ)	F_s (せん断)
ひのき	甲種	1 級	30.6	22.8	38.4	2.1
		2 級	27.0	20.4	34.2	
		3 級	23.4	17.4	28.8	
	乙種	1 級	30.6	18.6	30.6	
		2 級	27.0	16.2	27.0	
		3 級	23.4	13.8	23.4	
すぎ	甲種	1 級	21.6	16.2	27.0	1.8
		2 級	20.4	15.6	25.8	
		3 級	18.0	13.8	22.2	
	乙種	1 級	21.6	13.2	21.6	
		2 級	20.4	12.6	20.4	
		3 級	18.0	10.8	18.0	

(2) 目視等級区分構造用製材の標準寸法（JAS 1083-1 附属書 B B.2）

単位 mm

木口の短辺	木口の長辺																
	45	60	75	90	105	120											
45	45	60	75	90		105	120										
60		60	75	90		105	120										
75			75	90		105	120										
90	甲種Ⅰ			90		105	120	135	150	180	210	240	270	300	330	360	
100					100	105	120	135	150	180	210	240	270	300	330	360	390
105						105	120	135	150	180	210	240	270	300	330	360	390
120							120	135	150	180	210	240	270	300	330	360	390
135								135	150	180							
150									150	180	210	240	270	300	330	360	390
180										180	210						
210						甲種Ⅱ					210						
240												240					
270													270				
300														300			

(3) 寸法の許容誤差 (JAS 1083-1 5.2.5)

区分					表示寸法と 測定寸法との差 (mm)	
			人工乾燥の表示	木口の短辺及び木口 の長辺 (mm)		
木 口 の 短 辺 及 び 木 口 の長辺	人工乾燥 処理を施 したもの	仕上げ材	SD15	75 未満	+1.5	-0.5
				75 以上	+2.0	-0.5
			SD20	75 未満	+1.5	-0.1
				75 以上	+2.0	-0.1
		未仕上げ材	D15、D20 及び D25	75 未満	+1.5	-0
				75 以上 105 未満	+2.0	-0
				105 以上	+5.0	-0
	人工乾燥処理を施していないもの			75 未満	+2.0	-0
				75 以上 105 未満	+3.0	-0
				105 以上	+5.0	-0
材 長					+制限なし	-0

(4) 目視等級区分構造用製材の表示 (JAS 1083-1 6.2)

① 表示箇所

本ごとに見やすい箇所に明瞭に表示

ただし、最終使用者に至るまで荷姿が変わらないことが確実な場合にあっては、束ごと（入り数を表示）とすることが可能

② 樹種名 : 最も一般的な名称をもって記載

③ 構造材の種類

構造材の種類	甲種Ⅰ	甲種Ⅱ	乙種
表示	甲Ⅰ	甲Ⅱ	乙

④ 等級

等級	1 級	2 級	3 級
表示（星印）	★★★	★★	★

⑤ 寸法 : 木口の短辺、木口の長辺、材長の順に記載

（単位はミリメートル、センチメートル又はメートル）

⑥ 乾燥処理 : 人工乾燥材の表示のうち、数字は含水率を表示

区分	人工乾燥材		天然乾燥材
	仕上げ材	未仕上げ材	
表示	SD15、SD20	D15、D20、D25	乾燥処理（天然）

⑦ 保存処理

性能区分	K 1	K 2	K 3	K 4	K 5
表示	保存処理 K 1 保存 K 1	保存処理 K 2 保存 K 2	保存処理 K 3 保存 K 3	保存処理 K 4 保存 K 4	保存処理 K 5 保存 K 5

⑧ 材面の美観 : 品質基準に応じて表示することができる

⑨ 製造業者又は販売業者の氏名又は名称

【表示例】



2-3-2. 機械等級区分構造用製材（JAS 1083-1 5.3）

公共建築木造工事標準仕様書（抜粋）

4 章 木造工事

4.2.2 材料

(1) 製材は、次により、適用は特記による。ただし、各階の張間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組以外の柱及び横架材は、(ア)から(ウ)までを適用する。

(イ) 機械等級区分構造用製材は、JAS 1083-4（製材 - 第4部：機械等級区分構造用製材）に基づき、**樹種名、等級、寸法、含水率及び保存処理**は、**特記**による。また、見え掛り部に用いる場合で、節、丸身、貫通割れ及び曲がりの規定を必要とするものの適用、等級等は、特記による。特記がなければ、「機械等級区分構造用製材の規格」による。

なお、その基準強度は、告示第1452号第二号による。

5 章 軸組構法（壁構造系）工事

6 章 軸組構法（軸構造系）工事

5.2.2 材料

6.2.2 材料

材料は、4.2.2 [材料] により、適用は特記による。

【特記仕様書 使用材料表（例）】

・ JAS 1083-1 5.3 に基づく機械等級区分構造用製材

施工箇所	樹種名	等 級 (曲げ性能)	寸法(mm)	含水率	保存処理	県産木材の 適用
	(A) ・スギ ・ヒノキ	(B) ・E70 ・E90 ・E110 ・E130 など	(C) 〇〇×〇〇 ×〇〇〇〇	(D) ・SD15 ・SD20	(E) ・なし	(F) ・適用する ・適用しない

(G) 合法木材の適用 ※適用する

1. 記載する内容

(A) 樹種

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (A)」(P.15) を参照

(B) 等級（曲げ性能）（JAS 1083-1 5.3.1）

曲げ試験によって**曲げヤング係数**と**材面**（「2-3-1 目視等級区分構造用製材 1(C) ※1」（P.17）参照）検査により、下表のとおり等級分けされている。

「2. 参考資料（1）機械等級区分構造用製材に対応した基準強度」（P.26）を参考に、**必要とされる強度等に応じて、等級を記入する。**

材面検査の詳細基準については、「JAS 1083-1 5.3.2」を参照してください。

単位：GPa または 10^3N/mm^2

等級	曲げヤング係数		備 考
	平均値（以上）	下限値（以上）	
E50	5.0	4.0	
E70	7.0	6.0	スギを使用する場合の標準的な等級
E90	9.0	8.0	ヒノキを使用する場合の標準的な等級
E110	11.0	10.0	
E130	13.0	12.0	
E150	15.0	14.0	



測定結果の表示例



含水率、ヤング係数を測定するグレーディングマシン

【 静岡県の状況 】

- ・ 静岡県内の構造用製材の J A S 認証工場では、スギは E70～E90、ヒノキは E90～110 のものが多く生産されている。**スギは E70、ヒノキは E90 での出荷が一般的**となっている。
- ・ **高い等級で格付される製材品**は、同じ寸法の製材品を多く生産し、その中から選別、格付されます。このため、このような製材品が必要な場合は、**選別により格付できなかった製材品の活用**（高い強度を必要としないルーバーなどの他の箇所での使用など）に配慮をお願いします。
- ・ **納期が短い場合や発注量が多い場合は**、確実な納材のためにも、**発注数量、納期について配慮のうえ、早めに、J A S 認証工場までご相談ください。**
- ・ 工場によっては、「2-3-2 機械等級区分構造用製材」では J A S 製材品の格付ができない品目、規格の製材品においても、**目視等級区分では出荷が可能な場合がある**ので、静岡県木材協同組合連合会に相談してください。

(C) 寸法 (JAS 1083-1 5.3.6)

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (D)」(P.17) を参照
寸法の許容誤差は、「参考資料(3)」(P.27) のとおり

(D) 含水率 (JAS 1083-1 5.3.5)

含水率が 20% の製材品を使うことが多い。

下記に従って、必要とされる含水率に応じて、**該当する区分を記入**する。

機械等級区分構造用製材は、**人工乾燥処理**(「2-3-1 目視等級区分構造用製材 1 (E) ※ 1」(P.18) 参照) のみ。

区分	区分	含水率の基準
SD15	仕上げ材 (※)	15% 以下
SD20		20% 以下

※ 「2-3-1 目視等級区分構造用製材 1 (E) ※ 3、4」(P.18) 参照

【 静岡県の状況 】

- ・ 静岡県内の構造用製材の JAS 認証工場では、**品質が安定し使用頻度の高い SD20 が、一般的に生産されている。**
- ・ **工場によって、J A S 製材品として出荷可能な含水率 (SD15、SD20) が異なりますので、**
「1-1 J A S 製材品 (3)」(P.3~5) を参考にしてください。

(E) 保存処理 (JAS 1083-1 5.3.4)

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (F)」(P.19) を参照

(F) 県産木材の適用

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (G)」(P.20) を参照

(G) 合法木材の適用

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (H)」(P.20) を参照

2. 参考資料

(1) 機械等級区分構造用製材に対応した基準強度（抜粋）

出展：「木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件」第二号

平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1452 号（改正 平成 27 年 8 月 4 日 国土交通省告示第 910 号）

樹種	等級	基準強度 (N/mm ²)			
		Fc(圧縮)	Ft(引張)	Fb(曲げ)	Fs(せん断)
ひのき	E50	11.4	8.4	13.8	2.1
	E70	18.0	13.2	22.2	
	E90	24.6	18.6	30.6	
	E110	31.2	23.4	38.4	
	E130	37.8	28.2	46.8	
	E150	44.4	33.0	55.2	
すぎ	E50	19.2	14.4	24.0	1.8
	E70	23.4	17.4	29.4	
	E90	28.2	21.0	34.8	
	E110	32.4	24.6	40.8	
	E130	37.2	27.6	46.2	
	E150	41.4	31.2	51.6	

(2) 機械等級区分構造用製材の標準寸法（JAS 1083-1 附属書 B B.3）

単位 mm

木口の短辺	木口の長辺													
30	60	90	105	120										
45	60	90	105	120										
90		90												
105			105	120	135	150	180	210	240	270	300	330	360	390
120				120	135	150	180	210	240	270	300	330	360	390
135					135									
150						150	180	210	240	270	300	330	360	390
180							180							
210								210						
240									240					
270										270				
300											300			

(3) 寸法の許容誤差 (JAS 1083-1 5.3.6)

区分		人工乾燥の表示	木口の短辺及び木口の長辺 (mm)	表示寸法と測定寸法との差 (mm)	
木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材 (※)	SD15	75 未満	+1.5	-0.5
			75 以上	+2.0	-0.5
		SD20	75 未満	+1.5	-0.1
			75 以上	+2.0	-0.1
材 長	仕上げ材 (※)			+制限なし	-1.0

※ 「2-3-1 目視等級区分構造用製材 1 (E) ※3、4」 (P.18) 参照

(4) 機械等級区分構造用製材の表示 (JAS 1083-1 6.3)

① 表示箇所

本ごとに見やすい箇所に明瞭に表示

ただし、最終使用者に至るまで荷姿が変わらないことが確実な場合にあっては、**束ごと（入り数を表示）**とすることが可能

② 樹種名 : 最も一般的な名称をもって記載

③ 等級

等級・表示	E50	E70	E90	E110	E130	E150
-------	-----	-----	-----	------	------	------

④ 寸法 : 木口の短辺、木口の長辺、材長の順に記載 (単位はミリメートル、センチメートル又はメートル)

⑤ 乾燥処理 : 人工乾燥材の表示のうち、数字は含水率を表示

区分	人工乾燥材 (仕上げ材)
表示	SD15、SD20

⑥ 保存処理 : 目視等級区分構造用製材と同じ

⑦ 材面の美観 : 品質基準に応じて表示することができる

⑧ 製造業者又は販売業者の氏名又は名称

【表示例】



写真は、記載されている工場名をカットしてあります

2-3-3. 無等級材（JAS 以外の構造用製材：しずおか優良木材）

「しずおか優良木材」の構造用製材は、機械等級区分構造用製材（JAS 1083-1 5.3）に準じた、強度、乾燥、寸法、材面の規格が定められた乾燥処理を施した県産材製品です。

是非、活用をご検討ください。（「1-2. しずおか優良木材」（P.6）を参照）

公共建築木造工事標準仕様書（抜粋）

4 章 木造工事

4.2.2 材料

(1) 製材は、次により、適用は特記による。ただし、各階の張間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組以外の柱及び横架材は、(ア)から(ウ)までを適用する。

(イ) 無等級材（日本農林規格以外の製材。ただし、(オ)による製材は含まない。）は、次による。

(a) 無等級材は、乾燥処理を施した木材とし、**樹種名、寸法、含水率、保存処理及び材面の品質**（節、集中節、丸身、貫通割れ、目まわり、腐朽、曲がり、狂い及びその他の欠点）は、**特記**による。

(b) 無等級材は、加工前に、全てについて、含水率、目視による材の欠点等を確認し、報告書を監督職員に提出する。

(c) 基準強度は、告示第 1452 号第五号に基づき、加工前に、縦振動ヤング係数（JAS 1052 附属書 B [縦振動ヤング係数試験]）を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督職員に提出する。

なお、測定の対象部材は、特記による。

5 章 軸組構法（壁構造系）工事

6 章 軸組構法（軸構造系）工事

5.2.2 材料

6.2.2 材料

材料は、4.2.2 [材料] により、適用は特記による。

【特記仕様書 使用材料表（例）】

・無等級材：しずおか優良木材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	含水率 (%)	保存 処理	強度試験	材面の品質	県産木材の 適用
	(A) ・スギ ・ヒノキ	(B) 〇〇×〇〇 ×〇〇〇〇	(C) ・20%	(D) ・なし	(E) ・スギ E70 相当 ・ヒノキ E90 相当	(F) ・しずおか優良木材品質 基準による	(G) ・適用する ・適用しない

(H) 合法木材の適用 ※適用する

1. 記載する内容

しずおか優良木材を使用する場合

(A) 樹種

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (A)」(P.15) を参照

(B) 寸法

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (D)」(P.17) を参照

寸法の許容誤差は、「1-2 (2) しずおか優良木材 ① 製品品質規格基準 寸法基準」(P.7) を参照

(C) 含水率

「1-2 (2) しずおか優良木材 ① 製品品質規格基準 乾燥基準」(P.7) を参照し、**20%を記入**する。

【 静岡県の状況 】

・「しずおか優良木材」の構造材は、含水率 20%以下で格付けされている。

(D) 保存処理

「しずおか優良木材」に保存処理の規格はないが、必要な場合は「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (F)」(P.19) を参照して、記入する。

(E) 強度試験

「1-2 (2) しずおか優良木材 ① 製品品質規格基準 強度基準」(P.7) を参照し、**スギ E70 相当**または**ヒノキ E90 相当**を記入する。

○ 「しずおか優良木材」を使用しない場合

(公共建築木造工事標準仕様書 4.2.2 材料 (1) (イ) 無等級材 (c))

強度試験は、縦振動ヤング係数試験 (JAS 1052 附属書 B) により、縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督職員に提出する。(「3-2-3. (3) ② 縦振動ヤング係数試験」P.51 参照)

【 静岡県の状況 】

・「しずおか優良木材」の出荷にあたっては、縦振動ヤング係数 (動的試験) により、定められた強度の検査を行っている。

(F) 材面の品質

「1-2 (2) しずおか優良木材 ① 製品品質規格基準 品質基準」(P.7)を参照して、品質基準を検討し、「しずおか優良木材品質基準による」等を記入する。

【 静岡県の状況 】

- ・「しずおか優良木材」の構造材は、定められた材面の基準で格付けされている。（「1-2 しずおか優良木材」(P.7)を参照）

(G) 県産木材の適用

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (G)」(P.20)を参照

(H) 合法木材の適用

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (H)」(P.20)を参照

2. 参考資料

(1) 無等級材に対応した基準強度（抜粋）

出展：「木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件」第五号

平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1452 号（改正 平成 27 年 8 月 4 日 国土交通省告示第 910 号）

樹種	基準強度 (N/mm ²)			
	Fc(圧縮)	Ft(引張)	Fb(曲げ)	Fs(せん断)
ヒノキ	20.7	16.2	26.7	2.1
スギ	17.7	13.5	22.2	1.8

2-4. 下地用製材・造作用製材

規 格	用 途 等	県内認証工場の状況
2-4-1 下地用製材 (JAS 1083-1 5.4)	針葉樹を材料とするものであって、建築物の屋根、床、壁等の下地（外部から見えない部分をいう。）に使用することを主な目的とするもの	4 工場 針葉樹 : 4 工場
2-4-2 造作用製材 (JAS 1083-1 5.1)	針葉樹を材料とするものであって、敷居、鴨居、壁その他の建築物の造作に使用することを主な目的とするもの	6 工場 スギ : 3 工場 ヒノキ : 3 工場 針葉樹 : 3 工場



小割材



板材

2-4-1. 下地用製材（JAS 1083-1 5.4）

公共建築木造工事標準仕様書（抜粋）

4 章 木造工事

4.2.2 材料

(4) 下地用製材は、JAS 1083-5（製材 - 第 5 部：下地用製材）に基づき、**樹種名、等級、寸法、含水率及び保存処理**は、**特記**による。

10 章 木工事

10.2.1 木材

(1) 施工一般

(ア) 木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を、監督職員に提出する。

(イ) 木材の**含水率**は、**特記**による。**特記がなければ、表 10.2.1 により、種別は A 種とする。**

表 10.2.1 木材の含水率

種 別	A 種	B 種	備 考
下地材	15%以下	20%以下	全断面の平均の推定値とする。
造作材	15%以下	18%以下	

(注) 10.2.1 の(2)から(6)までで含水率が規定されているものは、その規定による。

(2) 製材は、次により、適用は特記による。

(ア) JAS 1083(製材)に基づく製材は、次による。

(a) **下地用製材**は、JAS 1083-5（製材 - 第 5 部：下地用製材）に基づき、**樹種名、等級、寸法、含水率及び保存処理**は、**特記**による。**特記がなければ、等級は 2 級とする。**

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（抜粋）

12 章 木工事

12.2.1 木材 「公共建築木造工事標準仕様書 10 章 木工事 10.2.1 木材」と同じにつき省略

【特記仕様書 使用材料表（例）】

・ JAS 1083-1 5.4 に基づく下地用製材

施工箇所	樹種名	等級 (材面の品質)	寸法(mm)	含水率	保存処理	県産木材の 適用
	(A) ・ スギ ・ ヒノキ	(B) ・ 1 級 ・ 2 級	(C) 〇〇×〇〇 ×〇〇〇〇	(D) ・ D15 ・ D20	(E) ・ なし	(F) ・ 適用する ・ 適用しない

(G) 合法木材の適用 ※適用する

1. 記載する内容

(A) 樹種

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (A)」(P.15) を参照

(B) 等級 (材面の品質) (JAS 1083-1 5.4.1)

材面検査を行い、JAS規格に基づく、材面(「2-3-1 目視等級区分構造用製材 1(C) ※1」(P.17) 参照)の節、丸身、貫通割れ、曲がり、そり、腐朽などの基準により、品質の高いものから**1級、2級**に等級分けされており、必要とされる材面の品質に応じて、**等級を記入**する。

節等の主な基準は下表のとおり。(詳細については、JAS 1083-1 5.4.1 を参照してください。)

等級	節	丸身	貫通割れ	備考
1級	径比(※)が 30%以下	30%以下	木口：木口長辺の1.5倍以下 材面：材長の1/6以下	
2級	径比(※)が 60%以下	50%以下	木口：木口長辺の2.0倍以下 材面：材長の1/3以下	特記がなければ2級

※ 径比：節の木口長辺方向の長さ(d)の木口長辺(W)に対する割合(%) (JAS 1083-2 4.2.2.1)

【静岡県の状況】

- ・静岡県内の下地用製材のJAS認証工場では、**2級**が多く生産されている。
- ・品質の高いものほど、生産量が少なくなるため、発注数量、納期について配慮のうえ、早めに、JAS認証工場までご相談ください。

(C) 寸法 (JAS 1083-1 5.4.5)

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (D)」(P.17) を参照

寸法の許容誤差は、「参考資料(3)」(P.35) のとおり

(D) 含水率 (JAS 1083-1 5.4.4)

1. 記載する内容

乾燥処理していない製品を使用することも多い。

下記の表示に従って、必要とされる含水率に応じて、**該当する区分を記入**する。

区分	区分		含水率の基準
SD15	人工乾燥処理 (※1)	仕上げ材	15%以下
SD20		(※3)	20%以下
D15		未仕上げ材	15%以下
D20		(※4)	20%以下
乾燥処理(天然)	天然乾燥処理(※2)		30%以下

※ 「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 1(E) ※1、2、3、4」(P.18) 参照

【 静岡県の状況 】

・静岡県内の下地用製材の J A S 認証工場では、人工乾燥の下地用製材の認証工場はありません。

(E) 保存処理 (JAS 1083-1 5.4.3)

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (F)」(P.19) を参照

(F) 県産木材の適用

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (G)」(P.20) を参照

(G) 合法木材の適用

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (H)」(P.20) を参照

2. 参考資料

(1) 下地用製材(まくら木用を除く)の標準寸法 (JAS 1083-1 附属書 B B.4)

単位 mm

木口の短辺	木口の長辺												
9						90	105	120					
12				60	75	90	105	120	135	150	180	210	240
15			45	60	75	90	105	120		150	180	210	240
18			45			90	105	120					
21			45										
30		40											
36	36		45										
40		40											
45				60									

(2) 寸法の許容誤差 (JAS 1083-1 5.4.5)

区分					表示寸法と 測定寸法との差 (mm)	
			人工乾燥の表示	木口の短辺及び木口 の長辺 (mm)		
木 口 の 短 辺 及 び 木 口 の長辺	人工乾燥 処理を施 したもの	仕上げ材 (※)	SD15	75 未満	+1.0	−0.5
				75 以上	+1.5	−0.5
			SD20	75 未満	+1.0	−0
				75 以上	+1.5	−0
		未仕上げ材 (※)	D15 及び D20	75 未満	+2.0	−0
				75 以上	+3.0	−0
人工乾燥処理を施していないもの				+制限なし	−0	
材 長					+制限なし	−0

※ 「2-3-1 公共建築木造工事標準仕様書 1(E) ※3、4」(P.18)参照

(3) 下地用製材の表示 (JAS 1083-1 6.4)

① 表示箇所

各本、各枚、各束ごとに見やすい箇所に明瞭に表示

束に表示する場合にあっては、**入り数を表示**しなければならない

② 樹種名 : 最も一般的な名称をもって記載

③ 等級

等級・表示	1 級	2 級
-------	-----	-----

④ 寸法 : 木口の短辺、木口の長辺、材長の順に記載 (単位はミリメートル、センチメートル又はメートル)

⑤ 乾燥処理 : 人工乾燥材の表示のうち、数字は含水率を表示

区分	人工乾燥材	
	仕上げ材	未仕上げ材
表示	SD15、SD20	D15、D20

⑥ 保存処理 : 目視等級区分構造用製材と同じ

⑦ 製造業者又は販売業者の氏名又は名称

【表示例】

樹種	スギ
	
全木検	
等級	2 級
寸法 (入り数)	100 × 75 × 4000
乾燥	D 2 0
製造業者名 〇〇製材株式会社 製材工場	

2-4-2. 造作用製材（JAS 1083-1 5.1）

公共建築木造工事標準仕様書（抜粋）

10 章 木工事

10.2.1 木材

(1) 施工一般

(ア) 木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を、監督職員に提出する。

(イ) 木材の含水率は、特記による。特記がなければ、表 10.2.1 により、種別は A 種とする。

表 10.2.1 木材の含水率

種 別	A 種	B 種	備 考
下地材	15%以下	20%以下	全断面の平均の推定値とする。
造作材	15%以下	18%以下	

(注) 10.2.1 の(2)から(6)までで含水率が規定されているものは、その規定による。

(2) 製材は、次により、適用は特記による。

(ア) JAS 1083(製材)に基づく製材は、次による。

(b) 造作用製材は、JAS 1083-2（製材 - 第 2 部：造作用製材）に基づき、樹種名、等級、寸法、含水率及び保存処理は、特記による。特記がなければ、板類における等級は、枠、額縁、敷居、かもし、かまちの類の見え掛り面は上小節、それ以外は小節以上とする。

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（抜粋）

12 章 木工事

12.2.1 木材 「公共建築木造工事標準仕様書 10 章 木工事 10.2.1 木材」と同じにつき省略

【特記仕様書 使用材料表（例）】

・ JAS1083-1 5.1 に基づく造作用製材

施工箇所	樹種名	等級 (材面の品質)	寸法(mm)	含水率	保存処理	県産木材の 適用
見え掛り面	(A) ・スギ ・ヒノキ	(B) ・上小節	(C) 〇〇×〇〇 ×〇〇〇〇	(D) ・SD15 ・SD18	(E) ・なし	(F) ・適用する ・適用しない
見え掛り面 以外		・小節				

(G) 合法木材の適用 ※適用する

1. 記載する内容

(A) 樹種

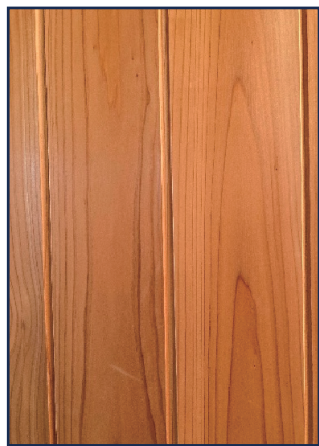
「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (A)」(P.15) を参照

(B) 等級 (材面の品質) (JAS 1083-1 5.1.1)

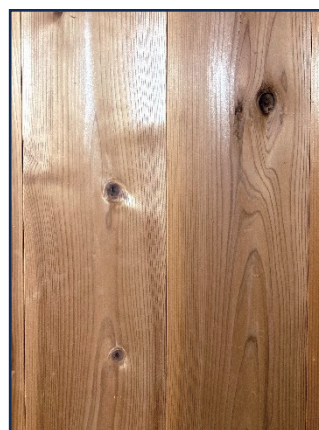
材面検査を行い、JAS規格に基づく、材面(「2-3-1 目視等級区分構造用製材 1(C) ※1」(P.17) 参照)の節、丸身、割れ、腐朽、曲がりなどの基準により、品質の高いものから**無節、上小節、小節、並**に等級分けされている。必要とされる材面の品質に応じて、**等級を記入**する。

節の基準については下表のとおり。(詳細については、JAS 1083-1 5.1.1 を参照してください。)

等級	節	備考
無節	ないこと。	
上小節	長径が 10mm (生き節以外の節は 5mm) 以下 材長が 2m 未満 3 個以内 2m 以上 4 個以内 (木口長辺が 210 mm 以上 6 個以内)	見え掛り面
小節	長径が 20mm (生き節以外の節は 10mm) 以下 材長が 2m 未満 5 個以内 2m 以上 6 個以内 (木口長辺が 210 mm 以上 8 個以内)	見え掛り面以外
並	長径が木口の長辺の 70 %以下	



無 節



左：長径 10mm 程度の節（上小節の大きさ）

右：長径 20mm 程度の節（小節の大きさ）

【 静岡県の状況 】

- ・ 静岡県内の造作用製材の JAS 認証工場では、**各等級の製材品が生産**されている。
- ・ 無節などの品質の高いもののほど、生産量が少なくなるため、発注数量、納期について配慮のうえ、早めに、JAS 認証工場までご相談ください。

(C) 寸法 (JAS 1083-1 5.1.5)

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (D)」(P.17) を参照

(D) 含水率 (JAS 1083-1 5.1.4)

下記の表示に従って、必要とされる含水率に応じて、**該当する区分を記入**する。

区分	区分		含水率の基準
SD15	人工乾燥処理 (※1)	仕上げ材	15%以下
SD18		(※3)	18%以下
D15		未仕上げ材	15%以下
D18		(※4)	18%以下
乾燥処理 (天然)	天然乾燥処理 (※2)		30%以下

※ 「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 1 (E) ※1、2、3、4」 (P.18) 参照

【 静岡県の状況 】

- ・ 静岡県内の造作用製材の J A S 認証工場では、人工乾燥処理の場合、**一般的に 15%以下で生産**されている。
- ・ **工場によって、J A S 製材品として出荷可能な含水率 (SD15、SD18) が異なりますので、**
「1-1 J A S 製材品 (3)」(P.3~5) を参考にしてください。

(E) 保存処理 (JAS 1083-1 5.1.3)

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (F)」(P.19) を参照

(F) 県産材の適用

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (G)」(P.20) を参照

(G) 合法木材の適用

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (H)」(P.20) を参照

2. 参考資料

(1) 造作用製材の標準寸法 (JAS 1083-1 附属書 B B.1)

単位 mm

木口の短 辺	木口の長辺														
12						75	90	105	120	150	180	210			
15			45			75	90	105	120	150	180	210			
18			45				90	105	120	150					
24			45					105	120	150	180	210	240		
30	30		45		60		90	105	120	150	180	210	240	270	300
36		36					90	105	120	150	180	210	240	270	300
40							90	105	120	150	180	210			
45			45	55	60	75	90	105	120						
50							90	105	120						
60							90	105	120						

(2) 寸法の許容誤差 (JAS 1083-1 5.1.5)

区分					表示寸法と 測定法との差 (mm)	
			人工乾燥の表示	木口の短辺及び木口 の長辺 (mm)		
木 口 の 短 辺 及 び 木 口 の長辺	人工乾燥 処理を施 したもの	仕上げ材 (※3)	SD15	75 未満	+1.0	-0.5
				75 以上	+1.5	-0.5
			SD18	75 未満	+1.0	-0
				75 以上	+1.5	-0
		未仕上げ材 (※4)	D15 及び D18		+5.0	-0
人工乾燥処理を施していないもの					+制限なし	-0
材 長					+制限なし	-0

※ 「2-3-1 目視等級区分構造用製材 1(E) ※3、4」 P.18 参照

(3) 造作用製材の表示 (JAS 1083-1 6.1)

① 表示箇所

各本、各枚又は各束の見やすい箇所に明瞭に表示

束に表示する場合にあっては、**入り数を表示**しなければならない

② 樹種名 : 最も一般的な名称をもって記載

③ 等級

等級・表示	無節	上小節	小節	並
-------	----	-----	----	---

④ 寸法 : 木口の短辺、木口の長辺、材長の順に記載 (単位はミリメートル、センチメートル又はメートル)

⑤ 乾燥処理 : 人工乾燥材の表示のうち、数字は含水率を表示

区分	人工乾燥材	
	仕上げ材	未仕上げ材
表示	SD15、SD18	D15、D18

⑥ 保存処理 : 目視等級区分構造用製材と同じ

⑦ 製造業者又は販売業者の氏名又は名称

【表示例】

樹種	スギ
 全木検	
等級	小 節
寸法 (入り数)	100 × 100 × 100
乾燥	SD15
製造業者名	〇〇製材株式会社 製材工場

2-4-3. JAS 以外の下地、造作及び仕上げに用いる針葉樹製材（しずおか優良木材）

「しずおか優良木材」の造作用製材は、造作用製材（JAS 1083-1 5.1）に準じた、乾燥、寸法、材面の各基準が定められた乾燥処理を施した製材品です。

しずおか優良木材の造作用製品は、実加工済みの製品についても格付けを行っています。（JAS 造作用製材は原板段階での格付までです。

是非、活用をご検討ください。（「1-2. しずおか優良木材」（P.6）を参照）

公共建築木造工事標準仕様書（抜粋）

10 章 木工事

10.2.1 木材

(1) 施工一般

(ア) 木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を、監督職員に提出する。

(イ) 木材の含水率は、特記による。特記がなければ、表 10.2.1 により、種別は A 種とする。

表 10.2.1 木材の含水率

種 別	A 種	B 種	備 考
下地材	15%以下	20%以下	全断面の平均の推定値とする。
造作材	15%以下	18%以下	

(注) 10.2.1 の(2)から(6)までで含水率が規定されているものは、その規定による。

(2) 製材は、次により、適用は特記による。

(イ) JAS 1083 以外の製材は、次による。

(a) 下地、造作及び仕上げに用いる製材は乾燥処理を施した木材とし、樹種名、寸法、材面の品質、含水率及び防虫処理は、特記による。

(b) 目視により材の欠点がないことを全て確認し、報告書を監督職員に提出する。

(c) 造作材の材面の品質の基準は表 10.2.2 により、種別は特記による。特記がなければ、A 種とする。

表 10.2.2 造作材の材面の品質の基準

使用箇所	部材名称	A 種	B 種
生地のまま又は透明塗料塗りの場合	杵、額縁、敷居、かもい、かまちの類	上小節 (ただし、見え掛り面)	小節
	押入、戸棚等の内面造作の類	小節	小節
不透明塗料塗りの場合		小節	小節

(注) 上小節及び小節の品質基準は、JAS 1083-2（製材－第 2 部：造作用製材）[3.1 材面の品質] に基づく品質基準による。

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（抜粋）

12 章 木工事

12.2.1 木材 「公共建築木造工事標準仕様書 10 章 木工事 10.2.1 木材」と同じにつき省略

(イ) JAS 1083 以外の製材は、次による。

「公共建築木造工事標準仕様書 10 章 木工事 10.2.1 木材 (2) (イ)」と同じにつき省略

(ウ) 樹種は、4 節から 7 節までによる。ただし、木れんが、くさび類は、ひのき、込み栓等は、かし、けやきの類の広葉樹とし、下地材の継手の添え板は、下地材と同材とする。

【特記（例）】

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	材面の品質	含水率	防虫処理の適用	県産木材の適用
	(A) ・スギ ・ヒノキ	(B) 〇〇×〇〇 ×〇〇〇〇	(C) ・1 級相当、2 級相当 ・上小節、小節	(D) ・D15、D20 ・SD15、SD18	(E) ・適用する ・適用しない	(F) ・適用する ・適用しない

(G) 合法木材の適用 ※適用する

1. 記載する内容

(A) 樹種

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (A)」(P.15) を参照

(B) 寸法

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (D)」(P.17) を参照

(C) 材面の品質

材面の品質基準については、下地用は JAS1083-1 5.4.1、造作用及び仕上げに用いる製材は JAS1083-1 5.1.1 に準ずることを検討し、下地用は 1 級相当、2 級相当、造作用は無節、上小節、小節、並のいずれかを記入する。

【 静岡県の状況 】

- ・「しずおか優良木材」の造作材は、定められた材面の基準で格付けされている。
(「1-2 しずおか優良木材」(P.7) を参照)

(D) 含水率

「2-4-1 下地用製材 1(D)」(P.33)、「2-4-2 造作用製材 1(D)」(P.38) を参考にして、必要とされる含水率に応じて、**該当する区分を記入**する。

【 静岡県の状況 】

- ・下地用は乾燥処理しないで使用する場合も多い。
- ・造作用は、見え掛り面など施行箇所に応じて乾燥材を適用する。

(E) 防虫処理の適用

防虫処理の適用について、“**適用する**”、“**適用しない**”を記入する。

《参考》

公共建築木造工事標準仕様書 (抜粋)

10.3.2 防虫処理

防虫処理の適用は、特記による。

なお、ラワン材及びならを使用する場合は、JAS 1083-6(製材 - 第6部：広葉樹製材)に基づく保存処理の性能区分K1の防虫処理を行う。

【 静岡県の状況 】

- ・防虫処理を適用することは、ほとんどない。

(F) 県産木材の適用

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (G)」(P.20) を参照

(J) 合法木材の適用

「2-3-1. 目視等級区分構造用製材 (H)」(P.20) を参照

3. 材料の承認・検査

【円滑な施工のために】

(1) 検査方法の協議

使用する製材品の品質・性能を証明する資料の提出時に、製材品の品質・性能の確認と検査方法等について、木材調達先の情報を含めて協議していただくことで、円滑な証明書類の提出や、効率的な検査が実施できます。

(2) 木材調達先との調整

県内の製材工場のほとんどは、「JAS製品」や「しずおか優良木材」を受注生産しています。特殊な寸法の製品や大量の製品を生産するためには、場合によって、丸太の生産から生産工程を調整する必要がありますので、可能な限り早めにご相談いただきますようお願いいたします。

3-1. 材料の承認

公共建築木造工事標準仕様書（抜粋）

1 章 各章共通事項

1.4.2 材料の品質等

- (2) 使用する材料が、**設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料**を、監督職員に提出する。ただし、設計図書に定める**JIS又はJASの材料**で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (3) **製材等**、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、**グリーン購入法**の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成18年2月15日）に準拠した証明書等を、監督職員に提出する。

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（抜粋）

1.4.2、1.4.4、1.4.5 は公共建築木造工事標準仕様書と同じのため省略

(1) J A S 製材品

証明となる資料	定められた様式等はありませんので、J A S 認証工場の納品書等により確認してください。
製品の表示	使用する製材品に応じて、製品の表示を確認してください。 「2-3-1 目視等級区分構造用製材 2.参考資料 (4)」(P.22) 参照 「2-3-2 機械等級区分構造用製材 2.参考資料 (4)」(P.27) 参照 「2-4-1 下地用製材 2.参考資料 (3)」(P.35) 参照 「2-4-2 造作用製材 2.参考資料 (3)」(P.40) 参照

(2) しずおか優良木材

証明となる資料	「しずおか優良木材製品出荷証明書」(P.8) により確認してください。
製品の表示	「1-2 しずおか優良木材 (2)の表示欄」(P.7) 参照

(3) 県産材証明

証明となる資料	「1-3 県産材証明制度 (1)の「静岡県産材販売管理票」」(P.9) により確認してください。
---------	--

(4) 合法木材

静岡県木材協同組合連合会の合法木材供給事業者認定制度は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（**グリーン購入法**）」に基づく、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した制度です。

他団体においても同様の制度がありますので、次のホームページよりご確認ください。

林野庁：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/guideline.html>

証明となる資料	「1-4 合法木材供給事業者認定制度 (2) 合法木材の証明方法」(P.10) により確認してください。
---------	--

3-2. 材料の検査

3-2-1. 構造用木質材料

公共建築木造工事標準仕様書（抜粋）

1章 各章共通事項

1.4.4 材料の検査等

- (1) 工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) (1)による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。
- (4) 設計図書に定める J I S 若しくは J A S のマーク表示のある材料又は規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして取り扱うことができる。

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（抜粋）

1.4.4 は公共建築木造工事標準仕様書と同じのため省略

【建築木造工事特記仕様書 別紙】（抜粋）

I 一般事項

1 適用範囲

本仕様書別紙は建築物および工作物の構造上主要な部分に木材を用いる工事に適用する。

II 材料品質の検査方法

1 構造用木質材料

- (1) 現場または加工工場に搬入された構造用木質材料は、加工に先立ち下記の項目を確認し、その結果を監督職員に報告する。

木質材料 (A)	確認項目 (B)	確認の方法 (C)
・ 目視等級区分構造用製材	樹種、種類、等級、含水率、寸法、保存処理、表面仕上げ	「JAS 製品」 ・ 製造工場の認定書などの写しの確認 ・ J A S 表示の確認 「それ以外の製品」 ・ 全数について各項目を確認
・ 機械等級区分構造用製材	樹種、等級、含水率、寸法、保存処理、表面仕上げ	

※必要性能を満たさない材料は使用しない

- (2) 検査数量は、1 荷口あたり 5 部材若しくは 10%程度を標準とする。

1. 記載する内容

(A) 木質材料

構造用木質材料の **J A S 規格名**を記入する。

(B) 確認項目

指定した木質材料の「特記仕様書 使用材料表」において、**特記した項目を確認項目として記入する。**

(C) 確認の方法

J A S 製材品は、「公共建築木造工事標準仕様書 1.4.4 材料の検査等 (4)」に基づき、**製造工場の認定書などの写しの確認と、J A S 表示の確認**（「3-1 材料承認」(P.45) 参照）により確認することができる。

3-2-2. 無等級材

公共建築木造工事標準仕様書（抜粋）

1 章 各章共通事項

1.4.4 材料の検査等

- (1) 工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) (1)による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。
- (4) 設計図書に定める J I S 若しくは J A S のマーク表示のある材料又は**規格、基準等の規格証明書が添付された材料**は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして取り扱うことができる。

1.4.5 材料の検査に伴う試験

- (1) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定める試験方法による。ただし、設計図書に定めがない場合は、監督職員の承諾を受けた試験方法による。

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（抜粋）

1.4.4、1.4.5 は公共建築木造工事標準仕様書と同じのため省略

【建築木造工事 特記仕様書 別紙】（抜粋）

I 一般事項

1 適用範囲

本仕様書別紙は建築物および工作物の構造上主要な部分に木材を用いる工事に適用する。

II 材料品質の検査方法

1 無等級材

- (1) 現場または加工工場に搬入された無等級材は、**加工に先立ち下記の項目を確認し、その結果を監督職員に報告する。**

無等級材 (A)	確認項目 (B)	確認の方法 (C)
・しずおか優良木材	樹種名、寸法、含水率、保存処理、強度試験、材面の品質	・製造工場の認定書などの写しの確認 ・ラベリングシール、出荷証明書の確認
・しずおか優良木材以外	樹種名、寸法、含水率、保存処理、強度試験、材面の品質	・全数について各項目を確認し、監督職員に報告

1. 記載する内容

(A) 無等級材

無等級材の種類について、「**建築木造工事 特記仕様書 別紙**」を参考に記入する。

(B) 確認項目

指定した無等級材の「**特記仕様書 使用材料表**」において、**特記した項目を確認項目として記入する。**

(C) 確認の方法

「**しずおか優良木材**」については、「**公共建築木造工事標準仕様書 1.4.4 材料の検査等 (4)**」に基づき、「**建築木造工事 特記仕様書 別紙**」を参考にして記入する。

「**しずおか優良木材**」以外の材料については、「**公共建築木造工事標準仕様書 1.4.4 材料の検査等 (1)、(2)**」や「**1.4.5 材料の検査に伴う試験**」に基づき、JAS 製材品は、**公共建築木造工事標準仕様書 1.4.4 材料の検査等 (4)**に基づき、検査方法等について記入する。

《参考》「**公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版**」

4 章 木造工事

2 節 材料

4.2.2 材料

(1) 製材は、次により、適用は特記による。ただし、各階の張間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組以外の柱及び横架材は、(ア)から(ウ)までを適用する。

(イ) **無等級材**（日本農林規格以外の製材。ただし、(ウ)による製材は含まない。）は、次による。

(b) 無等級材は、加工前に、全てについて、含水率、目視による材の欠点等を確認し、報告書を監督職員に提出する。

(c) 基準強度は、告示第 1452 号第五号に基づき、加工前に、**縦振動ヤング係数**を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督職員に提出する。

なお、測定の対象部材は、特記による。

(オ) 国土交通大臣の指定を受けたもので基準強度の数値を指定された製材は、告示第 1452 号第六号に基づき、国土交通大臣が指定した木材で、乾燥処理を施した木材とし、含水率は、特記による。

4.2.4 含水率の測定

木材の工事現場における含水率の測定を行う場合は、次による。

(ア) 測定は、**高周波水分計**又は電気抵抗式水分計による。

(イ) 測定箇所は、1 本の製材の異なる 2 面について、両木口から 300mm 以上離れた 2 か所及び中央部 1 か所とし、計 6 か所とする。

(ウ) 含水率は、6 か所の平均値とする。

(エ) 含水率測定結果の判定は、平均値が所定の含水率以下の場合を合格とする。

3-2-3. 測定方法

(1) 寸法の測定 (JAS 1083-2 5.1)

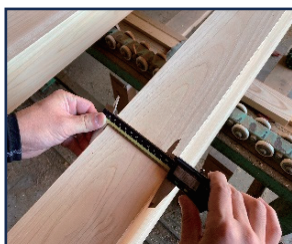
《JAS及びしずおか優良木材の検査で実施》

材辺寸法はデジタルノギス（必要表示単位 0.01mm）を用いて、両木口から 30cm 程度離れた箇所を計測する。

材長はコンベックスを用いて最短長を計測する。計測単位は、mm とする。



デジタルノギス（例）



材辺寸法の測定



材長の測定

(2) 含水率の測定

① 全乾燥重量法 (JAS 1083-2 5.2)

《JASの検査で実施》

試験片は、各試料製材の長さ方向の両方の端部から約 30 cm 内側で欠点の影響が最も少ない部分から、切断によって質量 20 g 以上のものを各 1 個、合計 2 個ずつ作成する。この試験片の質量を測定した後、乾燥器により質量が変化しない状態まで達したと認められるときの質量（全乾質量）を測定し、含水率を求める。

$$\text{含水率 (\%)} = (\text{乾燥前の質量} - \text{全乾質量}) / (\text{全乾質量}) \times 100$$



全乾燥重量法に用いる乾燥器

② 含水率計による測定

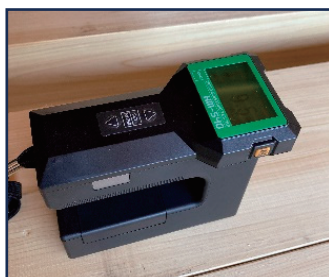
【高周波式含水率計】

《しずおか優良木材の検査で実施》

（公財）日本・住宅木材技術センター認定機種を用いて、試験体の厚さが 40mm 未満の場合、両木口から 30 cm 程度離れた箇所及び中央部の 3 箇所とし、厚さが 40mm 以上の場合には異なる 2 材面について同様の位置で、6 箇所計測を行う。含水率の検査値は、各位置で計測した値の平均値とする。



高周波式含水率計 HS-300



高周波式含水率計 HM-540



高周波式
含水率計
による測定

【マイクロ波含水率計】

《しずおか優良木材（天然乾燥処理）の検査で実施》

（公財）日本・住宅木材技術センター認定機種を用いて、両木口から30cm程度離れた箇所及び中央部の3箇所、又は長さ方向に連続して計測を行う。含水率の検査値は、各位置で計測した値の平均値とする。

マイクロ波携帯型含水率計
HM-10



(3) 強度（曲げヤング係数）の測定

① 静的試験（JAS 1083-2 5.3）

《JASの検査で実施》

試験製材を用い、2つの支点とその中央にダイヤルゲージを設置し、適当な初期荷重を加えたときと最終荷重を加えたときとのたわみの差を測定し、曲げヤング係数を求める。

静的試験によるたわみ量の測定



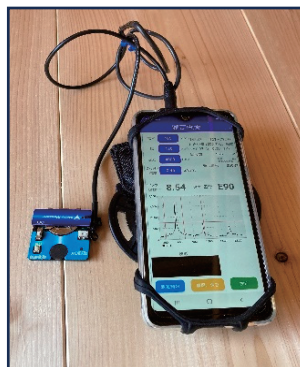
② 縦振動ヤング係数試験（JAS 1052 附属書B）

《しずおか優良木材の検査で実施》

ヤング係数の測定は、打撃式携帯型ヤング係数測定器等を用いてヤング係数を計測する。

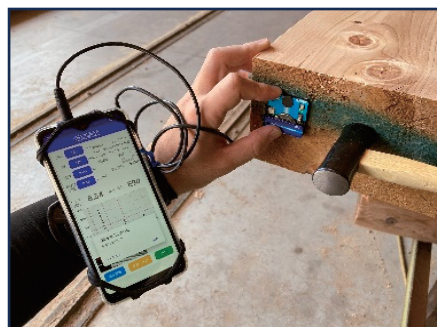
打撃式携帯型
ヤング係数測定器（例）

GM-10



WOODY
《製造中止》

曲げヤング係数の
測定状況



4. 納材業務の共同受注体制 ～地域製材ネットワーク～

(1) 地域製材ネットワーク

静岡県では、中大規模の木造建築物などの納材に応えるために、生産地域ごとに製材工場間の水平連携や、林業者との垂直連携を強化し、ユーザーのニーズにワンストップで対応する共同受注体制（地域製材ネットワーク）を構築しています。

県下全域をカバーする6地域にネットワークグループがあるほか、6地域を相互に補完する「広域連携体制」も構築し、品質確かな県産材を供給する体制を整えています。



(2) 納材業務の相談先（地域製材ネットワーク）

地 域	ネットワーク名・所在地	連 絡 先
天 竜	天竜材水平連携協議会 〒431-3306 浜松市天竜区船明 3067-5 (天竜国産材事業協同組合 内)	TEL : 053-926-1010 FAX : 053-925-6452 E-mail : tenryudmc@tiara.ocn.ne.jp
大井川	CoC 大井川グループ 〒428-0006 島田市牛尾 1475-90 (大井川小径木加工事業協同組合 内)	TEL : 0547-45-4660 FAX : 0547-45-4623 E-mail : ooigawakeiboku@ka.tnc.ne.jp
静 岡	オクシズネット 〒420-0011 静岡市葵区安西 2 丁目 21 (静岡木材業協同組合 内)	TEL : 054-271-7288 FAX : 054-271-7268 E-mail : shizumoku@sunny.ocn.ne.jp
富 士	FUJI HINOKI MADE 〒417-0801 富士市大淵 2392-1 (フジヒノキメイド有限責任事業組合 内)	TEL : 0545-67-3650 FAX : 0545-67-3651 E-mail : fujihinoki_made@fuji-hinoki.jp
駿 東	東静岡モク木サークル 〒412-0021 御殿場市二枚橋 173-20 (御殿場木材協同組合 内)	TEL : 0550-81-6380 FAX : 0550-81-6381 E-mail : mokkyou108@soleil.ocn.ne.jp
伊 豆	木ザ I z u (もくざいず) 〒410-2407 伊豆市柏久保 1399-1 (田方地区木材協同組合連合会 内)	TEL : 0558-72-0754 FAX : 0558-72-0937 E-mail : tagatamokuren@ny.thn.ne.jp

静岡県木材協同組合連合会 〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 県庁西館 9 階	TEL : 054-252-3168 FAX : 054-251-3483 E-mail : s-mokuren@s-mokuren.com
--	--



けん木れん

企画
発行 静岡県木材協同組合連合会

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館9階
TEL.054-252-3168 FAX.054-251-3483

<http://www.s-mokuren.com>

※本資料の無断転載を禁じます。

本冊子書は「令和7年度補正予算（林野庁補助事業）中高層等JAS構造材実証支援事業」
を活用して作成しました。